

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例施行規則等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例施行規則（平成25年田辺市規則第14号。以下「密着施行規則」という。）、田辺市指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年田辺市規則第13号。以下「居宅介護支援施行規則」という。）及び田辺市指定介護予防支援等の基準等を定める条例施行規則（令和3年田辺市規則第15号。以下「予防支援施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）で使用する用語の例による。

(苦情処理に係る定期報告)

第3条 密着施行規則第3条の規定による定期報告に関しては、次のとおりとする。

- (1) 毎年度2回、当該事業所において、次の対象期間において受け付けた苦情について市に報告を行わなければならない。
 - ア 前期（4月1日から9月末日まで）については、10月末日まで
 - イ 後期（10月1日から3月末日まで）については、4月末日まで
- (2) 緊急性の高いものに関しては、前号の規定にかかわらず、直ちに必要な処置を講じるとともに、速やかに市に報告しなければならない。

(人権擁護)

第4条 密着施行規則第4条、居宅介護支援施行規則第2条及び予防支援施行規則第2条に規定する人権擁護（以下「人権擁護」という。）に関しては、次のとおりとする。

- (1) 人権擁護推進員は、事業所の職員（以下「職員」という。）のうちから事業所の代表者又は管理者（以下「代表者等」という。）が任命する。
- (2) 人権擁護推進員は、他の職種と兼務することができる。
- (3) 人権擁護推進員は、代表者等及びその他の職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。
 - ア 職員の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援
 - イ 人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づく研修の実施
 - ウ 職員の人権擁護に関する知識及び技術の修得
- (4) 人権擁護に関する研修は、1年に1回以上実施するものとする。ただし、災害により実施することができない等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 人権擁護に関する研修の内容については、次のとおりとする。
 - ア 高齢者の人権を尊重した処遇を行うため、老人福祉法、介護保険法及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等における高齢者の人権等に関する理解を深め、高齢者の人権に配慮された処遇等について研鑽を行う。
 - イ 高齢者への虐待等を防止するための対策及び虐待等が発生した場合の対応についての認識を深める。
 - ウ 人権に関する各種資料等を活用し、事業所全体の人権擁護に係る知識及び技能の向上を図る。
- (6) 人権擁護に関する研修は、事業所の実情に応じて次のアからエまでのいずれかの方法により実施することとする。なお、単独での実施が困難な場合等、複数の事業所等が合同で実施して

も差し支えない。

ア 事業所内の具体的な事例を取り上げるなどの職場内研修の実施

イ 事業所外の研修を受講した人権擁護推進員等が、その研修で学んだことを事業所内の他の職員に伝達する研修の実施

ウ 外部から講師を招いた研修の実施

エ 人権擁護の推進に効果的と認められるその他の方法による研修の実施

(非常災害対策)

第5条 密着施行規則第5条に規定する非常災害対策(以下「非常災害対策」という。)に関しては、次のとおりとする。

(1) 災害対策推進員は、事業所の職員のうちから代表者等が任命する。

(2) 災害対策推進員は、他の職務と兼務することができる。

(3) 災害対策推進員は、代表者等及びその他の職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。

ア 非常災害対策に関する知識の取得、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備並びにそれらの職員に対する周知徹底

イ 非常災害に関する具体的計画(以下「防災計画」という。)の策定

ウ 防災計画に基づく、避難、救出その他の必要な訓練の計画及び訓練の実施

エ ウに規定する訓練の結果等を踏まえた防災計画の点検及び必要に応じて計画の見直し

オ 災害発生時に必要な備品や備蓄等の点検及び確保

(衛生管理)

第6条 密着施行規則第6条、居宅介護支援施行規則第3条及び予防支援施行規則第3条に規定する衛生管理(以下「衛生管理」という。)に関しては、次のとおりとする。

(1) 衛生管理推進員は、事業所の職員のうちから代表者等が任命する。

(2) 衛生管理推進員は、他の職務と兼務することができる。

(3) 衛生管理推進員は、代表者等及びその他の職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。

ア 事業所において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置並びに医薬品及び医療機器の適正な管理

イ 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針の整備並びに職員に対する周知徹底

ウ 事業所内の衛生管理や感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修の実施

(みなし規定)

第7条 指定地域密着型サービスの一の事業所において、人権擁護推進員、災害対策推進員及び衛生管理推進員を配置していれば、併せて指定を受けている指定地域密着型介護予防サービス事業所においても配置されているものとみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。